落札者決定基準

工事名:〇〇〇二事 工事番号:第〇一〇号
工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型①】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】

| }類 | i | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | | 配点 | |
|--------|--|------------------------------------|---|---|------------------------------------|-----------------------|------------------|
| | 総合 | i的なコストの縮減 lする項目 | ·維持管理費·更新費 | | | | |
| | (注9 | | ・その他、補償費等 | | *** | | |
| 技 | | | ・初期性能の持続性の向上 | | | | |
| 術 | 能の | 目的物の性能・機 向上に関する項目 | ・強度、耐久性、安定性の向上 | | 1 | | |
| 提案に | (注9 | 9) | ·供用性の向上 等 | | ・ (評価内容および配点 - は案件毎に決定) ・ | | 小計 6~12 満点 |
| . 係る項目 | | :的要請の対応に関 項目 | ・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な ど) | | | | |
| | (注9 | | ・特別な安全対策 | | | | |
| | | | ・省資源対策又はリサイクル対策 | | 1 | | |
| | | 工事成績評定点 | 過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 | a. 65点以上 | (工事成績評5 -65)× | E点の平均値 0.1 Max 2.5 | |
| | | (JV は全構成会社 別に採点し、出資 比率による加重平 | 了した、奈良県県土マネジメント部発注 の「設計金額が1千万円以上の舗装工 事」の工事成績評定点の平均値(過去5 | b. 60点以上 65点未满 | (工事成績評) | 定点の平均値 -65)×0.4 | |
| | | 均とする) | 年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4) | c. 60点未満 | - | -3 | |
| | 企業の施工実績 注5 | 業の施工実績 表彰(JVは全構成) | 会社別に採点し、 担義比率による加 量平均とする) 直 平均とする) (注2) ・奈良県県土マネジメント部発注の舗装工事 に対する表彰 (注2) ・奈良県県土マネジメント部長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・一般に対する表彰 ・一般に対する表彰 ・一方記の事務である。 ・コンケリート構造物品質 エフネンタント部の表彰 ・コンケリート構造物品質 エフネンメント部の所長表彰・を受けている ・ネ良県県土マネジメント部の所長表彰・発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部の所長表彰・発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部を良工事表彰 ・ 上記a、b、c、dに該当しない | ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(按全対策)表彰 ・優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品買立プストの表彰 b. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の限別土マネジメント部の表彰 ○下記の限土マネジメント部優長工事表彰 c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 | 0.4点/1表彰 左記得点 の合計点 Max 1 | | |
| 企業の | | | | 0.2点/1表彰 | | | |
| 施 | | | | | (|) | 小計10 |
| 工実 | | ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社 | | a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつ ISO14000シリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は | | | 満点 |
| 績 | 別に休息し、田良山学による加里十均とする) (注5) | | かる加重工場にする / | ISO14000シリーズ製配を取得している c. 上記a, bに該当しない | 0 | | |
| 等 | | 同種工事 | C. 1 mtd, blc 級 ヨしない a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | | | | |
| | ずる)又は専任補助者 (現場代理人)の実績 (注6)(注12) | | Vは代表者のみ採点 過去15年間の元請(JVの構成員として 高)又は車任補助者 環代理人)の実績 E6)(注12) 名 監理技術者・現場代理人としての施 工経験 (注2)(注7)(注10)(注11) | b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | | 1 | |
| | | | | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | | l | |
| | | | | d. 上記a、b、cに該当しない | (|) | |
| | | は精通度(JVは全構 | | a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している | 2 | .5 | |
| | 成会社別に採点し、出 資比率による加重平均 とする) (注5) | | よる加重平均 本店の所在地及びアスファルトプラント b. 本工事の公告日時点において、 の所有の有無 建設業許可を受けている本店? | b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有している | 1 | 5 | |
| | | | | c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している d. 上記a、b、cに該当しない | 1 0 | | |
| | 全構 | ・地域貢献(JVは 減成会社別に採点 出資比率による加 | 災害協定の締結 | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | | | |
| | し、田貞氏学による加 重平均とする) (注5) | | b. 上記aに該当しない | b. 上記aに該当しない | |) | |
| | I VII V | ·, | | 算 点 合 計 (注8) | 1 | 6~22点満 | 点 |

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が配載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある。技術 提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している。本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合数していない内容が含まれて いる。これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出 する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入 札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、年和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引援が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。 (注3) 「工事成績評定点の平均値は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

- (注4) 過去に素食県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限る

 - ものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満46歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活 用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落 札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者 (現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できる ものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:〇〇〇二事 工事番号:第〇一〇号
工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業·技術者評価型①】

【発注部局】 県土マネジメント部 舗装 【工種(区分)】

| 分類 | 1 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | | 配点 | |
|---------|--|---|--|--|--------------------|---|----|
| | | 工事成績評定点 | 過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 | a. 65点以上 | (工事成績評定 - 65)×(| 点の平均値 .1 Max2.5 | |
| | | 別に採点し、出資 比率による加重平 | 事」の工事成績評定点の平均値(過去5 | b.60点以上 65点未満 | (工事成績評定 | 点の平均値 -65)×04 | |
| | | 均とする) | 年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4) | c. 60点未満 | -3 | 3 | |
| | 企業の施工実績 注() | 表彰(JV/は全構成 会社別に採点し、 出資比率による加 重平均とする) | 過去4年間における国土交通省近畿地 方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈 良県県土マネジメント部発注の舗装工事 に対する表彰 (注2) | a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の局長素彰を受けている ・優良工事等施工者(江事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品買 ジアネの表彰 b. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土マネジメント部侵入事務を ○下記の場外所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(江事施工者)表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている | の 2点/1表彰 | 左記得点 の合計点 Max 1 | |
| 立 業 の 施 | | | コンクリート構造物品質コンテストの表彰 d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関・奈良県県土マネジメント部份良工事表彰) | ・コンクリート構造物品質コンテ자の表彰 d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 | | *************************************** | |
| | | | e. 上記a、b、c、dに該当しない a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつ | 0 | | 小計10 | |
| 案 工書 実 | ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社)別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5) | | | | 0.5 | | 満点 |
| 注績 | | | | ISO14000シリーズ認証を取得している | | | - |
|) | | | 同種工事 | c. 上記a、bに該当しない | + " | | |
| 等 | | 0000 | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 2 | | | |
| | する)又は専任補助者 | | 過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡が 完了した同種工事についての主任技術 | b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | 1 | | |
| | | | 者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注7)(注9)(注10) | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 1 | | |
| | | | | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | | |
| | | は精通度(JVは全構 | | a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している | 2.8 | 5 | |
| | 成会社別に採点し、出 資比率による加重平均 とする) (注5) | | 経による加重平均 | b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有している | 1.1 | ō | |
| | | | | c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している d. 上記a、b、cに該当しない | 1 | | |
| | 全棒 | ・地域貢献(JVは | 災害協定の締結 | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | 1 | | |
| | | ちょする) | | b. 上記aに該当しない | 0 | | |
| | | | 加 | 算点合計(注8) | 1 | 10点満点 | |

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年5月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は存住補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。 (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を6点とし、配点はの法とする。ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限る

ものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を強中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できる ものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名:000工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】

■落札者決定基準【技術提案評価型②】

| 分類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | |
|------------------|-----------------------------------|--|---|--------------------------------|---------------|
| | 総合的なコストの縮減 に関する項目 | ·維持管理費·更新費 | | | |
| | (注9) | ・その他、補償費 等 | | | |
| ± | 工事目的物の性能・機 | ・初期性能の持続性の向上 | |] | |
| 有 | 能の向上に関する項目 | ・強度、耐久性、安定性の向上 | |] | |
| 3 (: | = ()±3/ | ・供用性の向上 等 | | (評価内容および配点 は案件毎に決定) | 小計6~12 点満点 |
| 何 有 可 目 | 5 頁 引 社会的要請の対応に関 する項目 | ・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚滅、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧など) | | は米計毎に次定) | 無過無 |
| | (注9) | ・特別な安全対策 | | | |
| | | ・省資源対策又はリサイクル対策 | | | |
| | 企業 | 過去5年間に元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 | a. 65点以上 | (工事成績評定点の平均値 65)×0.1 Max2.5 | |
| | の 施 工事成績評定点 エ | 装工事」の工事成績評定点の平均値 | b. 60点以上 65点未満 | (工事成績評定点の平均値 ―65)×0.4 | |
| | 実 績 | (過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4) | c. 60点未満 | -3 | |
| | | | a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつ ISO14000シリーズ認証を取得している | 1 | |
| 技術 | ISO9000シリーズ、14 | 000シリーズ認証取得 | b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は ISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない | 0.5 0 | |
| 提 | | 同種工事 | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が | Ů | |
| 案 | | 0000 | は、主は技術者・塩性技術者・気勢に住人に同様工事の施工時に具格取得者/20で国、スは宗及宗が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 2 | |
| 書 (注 1) | 績)の実績 | 過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 が完了した同種工事についての主任技 | b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | 1 | |
| o | | | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 1 | |
| l h | | (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | 小計11点満 点 |
|] | | | a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトブラントを所有 (共同所有を含む)している | 2.5 | <i>.</i> |
| á | | 本店の所在地及びアスファルトプラント の所有の有無 | b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有している | 1.5 | |
| | | | c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している d. 上記a、b、cに該当しない | 1 0 | |
| | 사스 바라프로 | a. 本工事の公告日時点 していることが確認で | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | 1 | |
| | 社会·地域貢献 | | b. 上記aに該当しない | 0 | |
| | | 令和6年6月1日以降に奈良県県土マ | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | |
| | 受注工事量 | ホルロギロガーロ以降に宗及県県エマ ネジメント部、食農部、環境森林部及び 水道局から総合評価落札方式一般競 | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | |
| | (本工事に単独で参加 する場合のみ対象とす る) | に単独で参加 のみ対象とす 前日までに県と単独で契約締結した設 計金額(税込み)1千万円以上の落札者 決定基準が舗装の受注工事の件数 d. 当該期間の受注 | c. 当該期間の受注件数が2件の場合 | 1 | |
| | (3) | | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | |
| | | · - / | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | |
| | | ול | 1 算 点 合 計(注7) | 17~23点満月 | 点 |

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入れ参加を認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
 - ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工程、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限る

- 「同権工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 もたし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 に同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人)を企置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助利度を 活用しない場合)又は専任補助者、現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して 落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者 (現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できる ものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9)評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:000工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】県土マネジメント部 【工種(区分)】 舗装

■落札者決定基準【企業·技術者評価型②】

| 分類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | |
|----|--|--|---|---------------------------------|------|
| | 企業 | 過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 | a. 65点以上 | (工事成績評定点の平均値 65)×0.1 Max 2.5 | |
| | の 版 工事成績評定点 エ | 了した、奈良県県土マネジメント部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5 | b. 60点以上 65点未満 | (工事成績評定点の平均値 ―65)×0.4 | |
| | 績 | 年間の全件数の平均値) | c. 60点未満 | -3 | |
| | | | a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつ ISO14000シリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は | 1 | |
| | 150900027—2,14 | 000プリー人認証収付 | B. ネエチが公告 ロけばにおいて、本化、工場等、国政工争関係の者が809000プリーへ又は18014000プリーズ経証を取得している C. 上記a、bに該当しない | 0.5 0 | |
| | | 同種工事 | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が | _ | |
| | | 0000 | 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 2 | |
| 企業 | 配置予定技術者の実績 又は専任補助者(現場 代理人)の実績 (注5)(注11) | 過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡が 完了した同種工事についての主任技術 | b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | 1 | |
| Ø | | | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 1 | |
| 施 | | (注2)(注6)(注9)(注10) | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | 1/1点 |
| 工実 | 大店 (地域精通度 本店 (所有 (| 本店の所在地及びアスファルトブラントの 所有の有無 | a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している | 2.5 | m |
| 績 | | | b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有している | 1.5 | |
| 等 | | | c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)しているd. 上記a、b、cに該当しない | 1 0 | |
| | 社会·地域貢献 | 貢献 災害協定の締結 | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | 1 | |
| | | | b. 上記aに該当しない | 0 | |
| | | 道局から総合評価落札方式一般競争入 札で公告され、本工事の公告日の前日ま でに県と単独で契約締結した設計金額 (税込み)1千万円以上の落札者決定基 準が舗装の受注工事の件数 | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | |
| | ジメント部、食農部、環境森林部及び水 道局から総合評価落札方式一般競争入 札で公告され、本工事の公告日の前日ま でに県と単独で契約締結した設計金額 (税込み)1千万円以上の落札者決定基 | | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | |
| | | | | 1 | |
| | | | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | |
| | | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | | |
| | 1 | - | <u> </u> | 11点満点 | _ |

- (注1)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったとき は1千万円以上、日等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に 完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るも

| 同様工事」が実現安計は、上次にのいい、具体的で上程、数単等」と定めるロッとする。では、上に区が自由を採用していまった。これには、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。

配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者、現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者、現場代理人)を途中を代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置したければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落め、場合)又は専任補助者、現場代理人)を途中を代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置したければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落め、場合)との記載とする。 札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現 場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるも

のに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:000工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型③】

【発注部局】県土マネジメント部 【工種(区分)】

| 類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 点 | |
|-----|--------------------------------|---|--|--------------------------------|----|
| | 総合的なコストの縮減 に関する項目 (注9) | ・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等 | | | |
| 技 | | ・初期性能の持続性の向上 | | | |
| 術提 | 工事目的物の性能・機 能の向上に関する項目 | ・強度、耐久性、安定性の向上 | | | |
| 案に | (注9) | ・供用性の向上 等 | | (評価内容および配点 上 は案件毎に決定) | סר |
| 係るで | | ·環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) | | ISXII A ICINAL | 点 |
| 項目 | 社会的要請の対応に関する項目 | ·交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧など) | | | |
| | (注9) | ・特別な安全対策 | | | |
| | | ・省資源対策又はリサイクル対策 | | | |
| | 企 | 過去5年間に元請(JVの構成員として請 | a. 65点以上 | (工事成績評定点の平均値 65)×0.1 Max2.0 | |
| | 業 の 施 工事成績評定点 エ | 負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の 工事成績評定点の平均値(過去5年間の | b. 60点以上 65点未満 | (工事成績評定点の平均値 | |
| | 実績 | 全件数の平均值) (注2)(注3)(注4)(注8) | c. 60点未満 | -3 | |
| | ISO9000シリーズ、14 | | a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は ISO14000シリーズ認証を取得している b. 上記aに該当しない | 0.5 0 | |
| | | 同種工事 | *** | Ů | + |
| | | 0000 | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 2 | |
| 企業 | 配置予定技術者の実績 の実績 (注5)(注12) | 実績 負った工事を含む)として完成・引渡が完 (5)(注12) プレた同種工事についての主任技術者・ | b 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | 1 | 10 |
| Ø | | | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 1 | |
| 施 | | (注2)(注6)(注10)(注11) | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | ١, |
| 工実 | 地域精通度 | 建設業許可を受けている本店を有している | 2 | | |
| 績 | | | 建設業許可を受けている本店を有している | 1 | |
| 等 | | | c. 上記a、bに該当しない | 0 | 4 |
| | 社会·地域貢献 | 災害協定の締結 | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | 1 | |
| | | | b. 上記aに該当しない | 0 | |
| | | 令和6年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部及び水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公 | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | |
| | | | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | |
| | 受注工事量 | 告され、本工事の公告日の前日までに県 と単独で契約締結した設計金額(税込み) | c. 当該期間の受注件数が2件の場合 | 1 | Ì |
| | | 1千万円以上の落札者決定基準が舗装の 受注工事の件数 (注8) | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | |
| | | (AEO) | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | |
| | 1 | 力 | | 15.5~21.5点满点 | 占 |

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提 案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、 これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
 - というのでは、1970年にリストローンが、1970年である。 からいます。 からいます。 からいます。 大柄提来者の事後提出書類について、工事名・大海では、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は設計金額が1千万円以上、B等級は設計金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 - ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは1千万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

- (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るも のとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

- 「同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者、現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札し た後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代 理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるも 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。

- (注9)評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:000工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 舗装

■落札者決定基準【企業·技術者評価型③】

| 類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | |
|-------|---------------------------|--|---|---|--------|
| | 業 の 施 工事成績評定点 エ | 過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した、奈良県県土マネジメント部発注の 「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の 工事成績幹定点の平均値(過去5年間の | a. 65点以上 b. 60点以上 65点未满 | (工事成績評定点の平均 -65)×0.1 Max; (工事成績評定点の平均 -65)×1 | 2.0 |
| | 実績 | 全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注8) | c. 60点未満 | -3 | |
| | IS09000シリーズ、14000シリーズ認証取得 | | a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は ISO14000シリーズ認証を取得している | 0.5 | |
| | | | b. 上記aに該当しない | 0 | _ |
| | | 同種工事 | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 2 | |
| | 代理人)の実績 | | b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある | 1 | |
| の | (注5)(注11) | | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある | 1 | |
| 施 | | | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | ·····/ |
| 工実 | 地域精通度 | 本店の所在地 | a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている 本店を有している | 2 | 点流 |
| 績 | | | b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の 建設業許可を受けている本店を有している | 1 | |
| 等 | | | c. 上記a、bに該当しない | 0 | |
| • | 社会·地域貢献 | 也域貢献 災害協定の締結 | a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる | 1 | |
| | | | b. 上記aに該当しない | 0 | |
| | 受注工事量 | 令和6年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部及び水道局から総合評価落れ方式一般競争入札で公告され、本工事の公田までに県と単独で契約締結した設計金額(税込み)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数(注8) | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | |
| | | | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | |
| | | | c. 当該期間の受注件数が2件の場合 | 1 | |
| | | | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | |
| | | | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | |
| | | hn. | 算 点 合 計 (注7) | 9.5点満点 | |

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は設定金額が1千万円以上、B等級は設定金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。 ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設定金額がA等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事の種評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
 - ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るも

「同権工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるも のに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。